

国と国民の安全への脅威及びこれに対する対応について

平成16年6月

国と国民の安全への脅威

被害の規模↑

- 大規模自然災害
- 重篤感染症

大量殺傷型テロ

- ・放射性物質の拡散(ダーティボム)
- ・生物剤の大量散布
米国炭疽菌事件(感染者18名(うち死者5名))
- ・化学剤の大量散布
地下鉄サリン事件(死者12名、負傷者約5,000名)
- ・航空機等による自爆テロ
9.11テロ(死者約3,000名)
- ・原子力施設、大量輸送機関等への攻撃

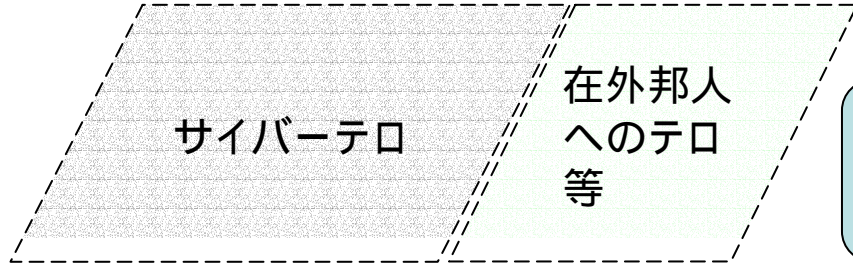
武力攻撃⁽¹⁾

- ・地上部隊の上陸による攻撃
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・海上交通への攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空機による攻撃

等

我が国に対する組織的、計画的な武力の行使

海上交通路における海賊行為



武装工作員
韓国カンヌン事件(96.9)

武装不審船
能登半島沖不審船(99.3.23 ~ 24)
九州南西海域不審船(01.12.21 ~ 22)

主体の国家性→

武力攻撃への対応

未然防止

外交努力、自らの防衛努力、日米安保体制の堅持、安全保障基盤の確立などの諸施策による侵略の未然防止が基本。

平素からの活動

不測の事態が生起した場合に、適時に事態を認定し、迅速に対処措置を実施するためには、平素からの情報の収集・分析等の諸活動、及びこれらの面での米国との協力が重要。

情報の収集・分析

国内外において収集された情報を適切に集約及び分析評価し、各種の兆候情報等の把握に努める。

周辺海域における警戒監視

護衛艦、哨戒機等により周辺海域における監視活動を実施。

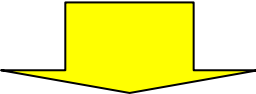
領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

全国のレーダーサイト、早期警戒管制機等により周辺空域を監視
対領空侵犯措置の任務を帯びた戦闘機が直ちに発進できるよう常時待機

武力攻撃事態等における対処の枠組み

武力攻撃事態対処法

我が国に対する外部からの武力攻撃の発生等



【対処基本方針の決定】

定める事項
武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
対処措置に関する重要事項

- ・国民の保護に関する措置
- ・自衛隊の行動
- ・米軍の行動に関する措置
- ・その他

安全保障会議

諮問
答申

国会
承認

総理を本部長とする武力攻撃事態等対策本部を設置し、対処措置の実施を推進

国際人道法の的確な実施

国民の保護のための措置の的確な実施

武力攻撃の排除

- 捕虜取扱い法案
- 国際人道法違反処罰法案

- 国民保護法案**

- 特定公共施設利用法案
- 米軍行動関連措置法案

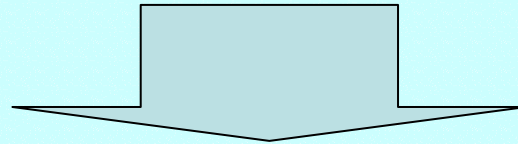
弾道ミサイルへの対応

弾道ミサイル防衛(BMD)システムの必要性

大量破壊兵器及び弾道ミサイルの著しい拡散
従来型の抑止が効きがたい独裁国家、テロリスト等によるこれらの兵器の取得の可能性

BMDシステム導入の考え方

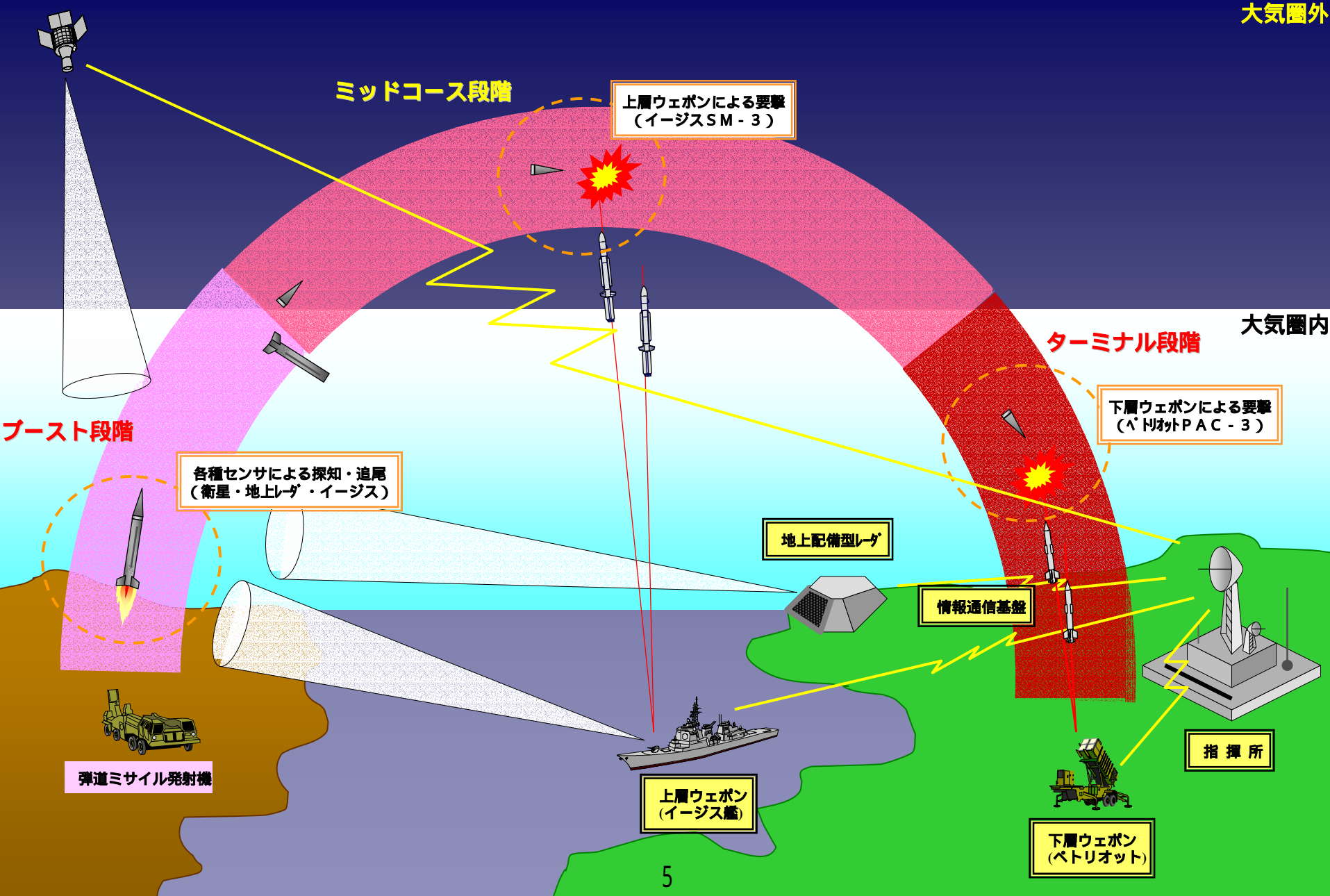
技術的な実現可能性が高いことが確認されたこと
国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであること



イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上(PAC-3)による多層防衛システムを整備

BMDシステムの概要

大気圏外



大量殺傷型テロへの対応

未然防止

国民、社会へ多大な被害、影響をもたらす事案であり、各種の施策の総合的な実施による未然防止が基本

平素からの活動

情報の収集分析、テロリスト入国阻止、テロ供用物品の密輸防止、国内警戒措置の強化等の諸活動、及びこれらの面での米国をはじめとする諸外国との連携が重要

テロネットワークを断ち切ること

国内外におけるテロ関連情報の収集、総合的な分析評価体制の強化

テロリストに活動の拠点を与えないこと

関係機関(警察庁、法務省、外務省等)、諸外国との情報交換、連携強化によるテロリストの摘発、一層厳格な出入国管理審査等の実施
巡視船艇、航空機による海上監視の強化等による密航監視の徹底
国際空港・港湾における関係機関(警察、入管、税関等)の連携強化・情報共有等の水際対策の徹底 等

テロの標的となりうる施設・機関等の脆弱性を克服すること

空港の警戒警備、航空保安検査能力の強化
関係機関(警察庁、海上保安庁等)による政府関連施設、原子力関連施設等我が国重要施設及び米国関連施設の警戒警備の強化 等

資金・武器などテロを実行するための手段を持たなくすること

核物質、放射性物質、生物剤、化学剤等の危険物の管理、防護措置の強化
資金洗浄(マネーロンダリング)対策の徹底 等

大量殺傷型テロ発生時の対応

テロ発生

被害対処

- ・被害者の救急救助
 - ・住民の退避
 - ・医療機関の確保
- (NBCテロについては専門的な対処が必要)

テロ犯の特定、
鎮圧

再発防止等のた
めの警戒態勢

国民への情報提
供

- ・ 内閣総理大臣を本部長とする対策本部を設置するなどにより、政府として一体的に対処
- ・ 関係機関(内閣官房、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁、厚生労働省、外務省等)が緊密に連携して対処

NBCテロへの対応

NBCテロの特徴

- ・ 目に見えない危険性
- ・ 対処の特殊性
- ・ 大量・広域・無差別に被害を発生

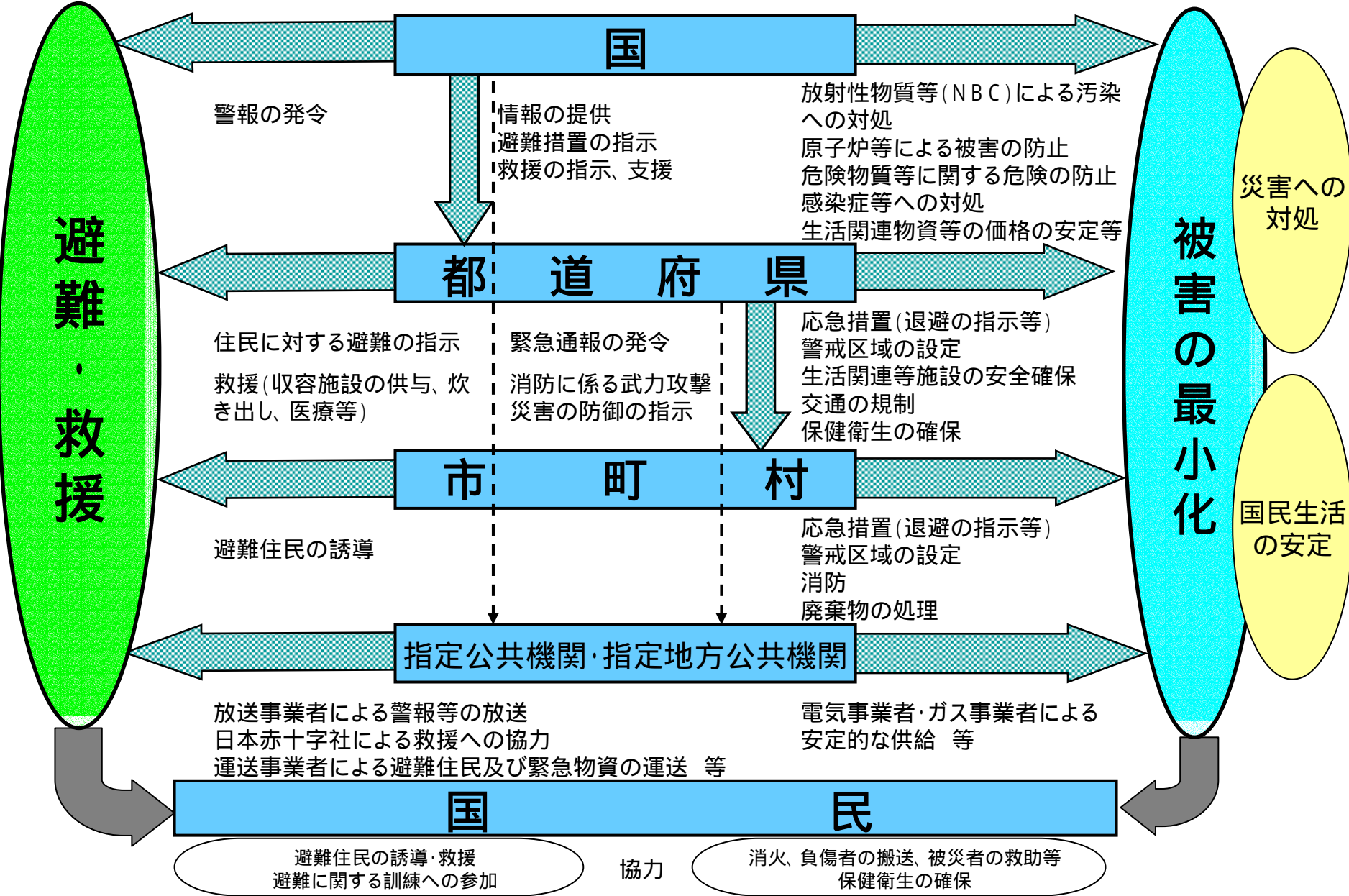
NBCテロ発生時の対応

物質の特定・危険性の判断が第一義的に重要
物質に則した被害者の救急活動、住民の避難、現場の除染等の被害対処
物質の危険性、事態の推移等についての国民への適切な情報提供

平素からの被害対処能力充実の必要性

NBCテロ対応組織の充実、化学防護衣等の装備資機材の整備等
各機関の果たす役割、国全体として備えるべき能力等の明確化

武力攻撃事態、大量殺傷型テロ 等における国民の保護のための仕組み



緊急対処事態に認定された場合に限る。

武装不審船や武装工作員等への対処

情報の収集・分析の重要性

迅速に対処措置を実施するとともに、事態の進展に適切に対応するためには、情報の収集・分析が重要

対応の基本的考え方

警察機関が第一次的に対処

一般の警察力による対処が困難な場合には、海上警備行動又は、治安出動により自衛隊が警察機関と連携して対処

在外邦人へのテロ等への対応

グローバル化の進展による日本人や日本企業の海外における活動の活発化
《日本人海外渡航者数 約1,330万人(2003年)》

海外において日本人が様々な脅威に遭遇する可能性の高まり

予 防

日本国民に対する的確な情報提供と広報活動による予防が基本
在外公館におけるテロ関係情報の収集能力の強化、邦人保護に係る適切な情報提供、在外公館の警備の強化

緊急事態における在外邦人の輸送

海外での災害、騒乱その他の緊急事態に際し、商用機等による退避が困難な場合、自衛隊の輸送機(政府専用機等)、船舶等により、生命や身体の保護を必要とする在外邦人を輸送

より適切な対応を期するための措置

【自衛隊の法的権限の整備(平成13年自衛隊法改正)】

治安出動下令前の武器を携帯する部隊による情報収集

治安出動時の自衛官の武器使用権限の強化

等

【不審船事案《能登半島沖(平成11年3月)、九州南西海域(平成13年12月)》を踏まえた反省・改善事項】

関係省庁間の適切な情報共有

海上保安庁及び自衛隊の対応能力の整備

海上保安庁と自衛隊の連携の強化

政府全体の対応方針

等

サイバーテロへの対応

定義及び現状

一般に、情報通信ネットワークを經由した国家の重要基盤を機能不全に陥れる電子的攻撃をいう。

情報通信技術の急速な進歩による社会変革は、情報通信基盤への攻撃に対する脆弱性を増大。

単独のサイバー攻撃ではなく、物理的攻撃との複合のおそれ大との見方あり。

これまでの対応状況

「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(平成12年 情報セキュリティ対策推進会議)で以下の対策を決定。

- ・ 被害の予防(セキュリティ水準の向上)
- ・ 官民の連絡・連携体制の確立・強化
- ・ 情報セキュリティ基盤の構築(人材育成、研究開発等)
- ・ 国際連携

等

感染症への対応

最近の海外における感染症の発生、国際交流の進展等

水際対策

国内に常在しない感染症の海外からの侵入防止

国内感染症対策

感染症の発生予防・まん延防止・患者に対する医療の提供

WHOを中心とする国際的な連携

検疫

動物由来感染症対策
(輸入禁止等)

国の基本方針と都道府県の予防計画
医師・獣医師の届出
積極的疫学調査(発生状況、動向及び原因の調査)
水際対策との連携
対象疾病に応じた措置

緊急時における都道府県知事等
に対する厚生労働大臣の指示

大規模自然災害への対応

「災害対策基本法」に基づき、総合的かつ計画的な防災行政体制を整備。
災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において以下の基本的考
え方に基づき対応。

災害予防

災害に強い国づくり、まちづくり
(主要交通・通信機能の強化、構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保 等)
迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(資機材等の整備・充実、食料・飲用水等の備蓄、防災訓練の実施 等) 等

災害応急対策

速やかな情報の連絡
関係機関の活動体制の確立
救助・救急、避難収容活動
二次災害の防止 等

災害復旧・復興

復旧・復興の基本方向の早急な決定
被災者等の生活再建等の支援 等

基盤的防衛力構想と今後の課題

周辺国の軍事能力

(注1)

- ・(災害派遣)
- ・災害派遣
- ・地震防災派遣
- ・原子力災害派遣

- ・(各種の付随的任務)
- ・国際緊急援助活動
- ・PKO
- ・在外邦人等の輸送
- ・周辺事態対応
- ・テロ特措法に基づく活動
- ・イラク特措法に基づく活動等

(注2)

- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・離島侵攻
- ・武装工作船・武装工作員の侵入等

均衡状態で安定化が進む国際情勢

日米安保体制

自らが力の空白となって我が国周辺地域において不安定とならないことが目的

基盤的防衛力構想

- ・各種の防衛機能を具備
- ・組織・配備上の均衡

自国防衛用兵力

第三国用控置兵力

対日指向可能兵力

専ら防衛力の活用

災害派遣や各種の付随的任務(注1)
各種の攻撃や侵略につながる不法行為への対処(注2)

対処能力の保持の検証

課題: ・ポスト9.11における安全保障環境への対応の在り方 (力の空白を埋めることを主眼とする考え方の妥当性等)
 ・「存在する自衛隊から機能する自衛隊へ」の転換 (未然防止に加えて実効的な対応が必要な時代に)
 ・国際社会の平和と安定のための取り組みの在り方 (自衛隊の任務の位置付け等)

大綱別表の比較

区		分	51 大 綱	07 大 綱	
陸上自衛隊	編成定数	自衛官定数	1 8 万人	1 6 万人	
		常備自衛官定員		1 4 . 5 万人	
		即応予備自衛官員数		1 . 5 万人	
	基幹部隊	平時地域配置する部隊	1 2 個師団	8 個師団	
			2 個混成団	6 個旅団	
	主要装備		戦車	(約 1 , 2 0 0 両)	約 9 0 0 両
主要特科装備			(約 1 , 0 0 0 門 / 両)	約 9 0 0 門 / 両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 (地方隊)	1 0 個隊	7 個隊	
		掃海部隊	2 個掃海隊群	1 個掃海隊群	
		陸上哨戒機部隊	1 6 個隊	1 3 個隊	
	主要装備		護衛艦	約 6 0 隻	約 5 0 隻
			作戦用航空機	約 2 2 0 機	約 1 7 0 機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	2 8 個警戒群	8 個警戒群	
			2 0 個警戒隊		
	主要装備		要撃戦闘機部隊	1 0 個飛行隊	9 個飛行隊
			作戦用航空機	約 4 3 0 機	約 4 0 0 機
		うち戦闘機	(約 3 5 0 機)	約 3 0 0 機	